

## 大河原町告示第 100 号

### 大河原町総合体育館等スポーツ施設の指定管理者の募集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び大河原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第27号）第2条の規定により、大河原町総合体育館等スポーツ施設（大河原町スポーツ施設条例（平成18年条例第21号）第3条に規定する大河原町総合体育館、テニスコート、多目的広場、東部屋内運動場及び東部グラウンドをいう。）の指定管理者の指定を受けようとする団体を別紙要項により募集するので、大河原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第31号）第2条の規定により告示する。

令和8年7月7日

大河原町長 齋 清 志